

高 等 教 育 質 保 証 機 構

Quality Assurance Agency for Higher Education

機関別監査ハンドブック
イングランド・北アイルランド版 2006

Handbook for institutional audit:
England and Northern Ireland 2006

* * * 目次 * * *

はじめに	1
背景	1
機関別監査の目的	1
新機関別監査プロセスの概要	2
共同教育プログラム	3
監査の焦点	3
使用される情報	4
評定及びコメント	5
新機関別監査プロセスの特色	7
監査証跡	8
サンプリング調査	9
補完的な証跡	10
監査証跡の概要	10
大学院研究課程	11
質の向上	11
監査プロセスの仕組み	12
監査員と監査チーム	12
自己評価報告書	14
学生意見書	15
監査に向けた準備	15
予備訪問	16
訪問監査	17
機関との連絡調整	18
報告書	19
中間評価	19
プロセス	20
監査の終了とフォローアップ	21
実施プロセス	21
実施スケジュール	22
各機関別監査のスケジュール	22
不服と異議の申し立て	23
付録A：機関別監査プロセスの概要	24
付録B：機関別監査報告書の構成	25
付録C：報告書の付録の構成	28
付録D：自己評価報告書の構成	30
付録E：評定の基準、評定、提言、フォローアップの相互関係	33

* * * 1 ページ * * *

はじめに

1. QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education : 高等教育質保証機構) は、高等教育資格が適切な水準で運営されるという公共の利益を守り、高等教育の質管理において継続的な改善を促し、必要な情報を提供することを使命としている。この目的を達成するため、QAA は高等教育機関の機関別監査を実施している。
2. 機関別監査は、ピア・レビューを通じて実施される、実証型プロセスである。この監査は、英国高等教育の外部評価に関する取組みの見直しを受け 2002 年に制定された質保証枠組み (Quality Assurance Framework : QAF) の一環として行われているもので、学生とその学習環境に重点を置いている。
3. 機関別監査は、高等教育機関に対し、独立した団体が公的に信頼される厳密な調査を実施する必要があるということと、高等教育機関が自ら授与する高等教育資格の水準や提供する教育の質に関して、根拠に基づいた、信用できる最新情報を利害関係者に提供すべく、最善の体制を整えるべきであるという認識とのバランスをとるものである。機関別監査は、高等教育機関に対し、自己評価を行うよう促すものであり、本質的に、水準や質に関する組織的な管理機能を向上させる機会を提供するプロセスだといえる。
4. このハンドブックでは、イングランド及び北アイルランドで 2005 年度から 2010 年度にかけて実施される、新機関別監査プロセスについて説明する。
5. この新しいプロセスは、QAA が HEFCE (Higher Education Funding Council for England : イングランド高等教育財政カウンシル)、高等教育カレッジ学長会議 (Standing Conference of Principals) 及び英国大学協会 (Universities UK : UUK) と協力して策定したもので、機関別監査プロセスの改定案に対して得た幅広い意見に基づいて策定されている。

背景

6. 新機関別監査プロセスは、QAA が 2002 年に出版した『機関別監査ハンドブック : イングランド版』の中で「移行措置」と呼ばれた、2002 年度から 2005 年度までに実施された監査プロセスを踏まえて定められたものである。これとは別に、スコットランドとウェールズにおける機関別監査の移行措置については、『向上型機関別評価ハンドブック :

スコットランド版』と『機関別評価ハンドブック：ウェールズ版』にそれぞれ説明がある。QAA の会員であるイングランド及び北アイルランドの高等教育機関は、6 年間にわたって行われる新しいプロセスに沿って機関別監査に参加する。

機関別監査の目的

7. 新機関別監査プロセスは、イングランド及び北アイルランドの大学とカレッジが以下の手段を整えているかどうかという国民の関心を満たすことを目的としている。
 - 授与する高等教育資格が、イングランド・ウェールズ・北アイルランドにおける高等教育資格水準（高等教育資格水準、The framework for higher education qualifications in England, Wales and Northern Ireland : FHEQ）に示されている水準を満たしており、学位授与権を持つ機関である場合は、当該機関として適切な形で権利を行使していることを保証する有効な手段

* * * 2 ページ * * *

- 各機関が設定する講義課程あるいは研究課程にかかわらず、学生が上記の高等教育資格を取得できる、質の高い学習機会を提供するための有効な手段
 - 提供している教育の質を、特にモニタリングや内部・外部評価、利害関係者からのフィードバックによって得られた情報に基づき高めるための有効な手段
8. 新機関別監査プロセスの目標は、以下のとおりである。
 - 英国高等教育機関が授与する高等教育資格の水準が維持され、確実に管理されるようにすること
 - 学生や他の利害関係者が、高等教育資格を取得できる教育課程において提供される学習機会の質について、適切に管理されているという確信を持てるようにすること
 - 大学院研究課程において、適切な教育水準を維持し、教育の質を向上するための効果的な措置がとられているかを監督すること
 - 他の高等教育関係機関と連携し、教学方法及び評価方法の普及と質の向上に貢献すること
 - イングランド及び北アイルランドの高等教育機関が個々に提供する教育課程や高等教育資格について、求められている教育の水準や質をどの程度満たしているのか、学生、

雇用主、その他の人々が分かりやすく、信頼でき、意義のある情報を手軽に入手できるようにすること

- 教育水準の管理または提供している学習の質の管理が脆弱である、または重大な欠陥を有していることが明らかになった場合に、これらの改善措置が迅速に講じられるような体制を整えること
- 高等教育機関に投入されている公的資金の使用に対する説明責任を果たすための手段を示すこと

新機関別監査プロセスの概要

9. 機関別監査は、以下について調査するものである。

- 高等教育機関内部の質保証に関する体制や仕組みが、英国の高等教育指標（Academic Infrastructure）及び欧州高等教育における質保証のための基準とガイドライン（欧州質保証ガイドライン、The European standards and guidelines for quality assurance in higher education : ESG、下記第 29 節を参照）に照らして有効に機能しており、また、教育提供の質や高等教育資格の水準について、定期的に調査され、改善策が実践されていること。これにより、国内外の基準を満たす高等教育資格の授与機関としての適格性、健全性に関する情報を国民に提供することができる。
- 大学院研究課程において適切な教育水準を維持し、質を高めるために、効果的な取り組みを行っていること

*** * * 3 ページ * * ***

- 教育提供の質を高める取組みを機関全体で行うため、機関での質保証の取組みの成果や外部評価結果、学生や卒業生、雇用主から得た情報やフィードバックを体系的かつ効果的に取り入れていること
- 教育の質に関する情報データベース（Teaching quality information : TQI）など、各機関が公表している高等教育資格の水準や教育提供の質に関する情報が、正確かつ完全なものであること

共同教育プログラム

10. 実施可能であれば、高等教育機関が英国内外の他の教育機関と協力して提供している

教育プログラムも、機関別監査の対象とする。ただし、QAA が機関別監査に含めるだけでは不十分であると判断した場合は、QAA と当該機関との間で日程調整の上、当該共同プログラムの管理状況について別個の監査を実施するものとする。共同教育プログラムの個別監査が必要か否かは、当該機関との事前打合せの際に決定する（下記第 66 節を参照）。共同教育プログラムの個別監査が移行措置時に行われたか否かにかかわらず、機関別監査の実施時点での状況によって、個別監査の必要性を判断するものとする。英国の高等教育機関と国外の教育機関との協力関係については、今後も既存の監査プログラムを適用していくものとする。

監査の焦点

11. 機関別監査では、各高等教育機関が授与する高等教育資格の水準の確保に関する管理のあり方や、学生がその水準に達するための学習機会の質に関する管理のあり方に着目する。監査チームは、下記に挙げた分野について詳しく監査を行う。

教育水準の管理

学外審査員、内部・外部評価、評価方針、高等教育指標やその他の規準、管理運営に関する情報、その他関係する項目の活用状況について監査する。

学習機会の管理

学外審査員、内部・外部評価、質管理への学生の協力、学習機会の改善を図るための調査研究活動、その他の学習手段（職場学習や柔軟な分散型学習など）、高等教育指標やその他の規準、管理運営に関する情報、学習資源、入学者受入方針、学生支援、教職員に対する評価と支援、その他関係する項目の活用状況について監査する。

質向上のための取組み

学外審査員、内部・外部評価、高等教育指標やその他の規準、質向上にあたっての学生の協力、管理運営に関する情報、優れた取組みの普及、教職員の教育と報酬、その他関係する項目の活用状況について監査する。

* * * 4 ページ * * *

共同教育プログラムの仕組み

学外審査員、共同教育プログラムの実施体制に関する内部・外部評価、高等教育指標

やその他の規準の活用状況や、フィードバックなどの管理運営に関する情報、その他関係する項目の活用状況について監査する。

大学院研究課程の仕組み

学外審査員、研究に関する内部・外部評価、質管理への大学院生の協力、高等教育指標やその他の規準、フィードバックなどの管理運営に関する情報、その他関係する項目の活用状況について監査する。

情報公開

公開される情報の正確さ、完成度を確保するための取組みや、教育課程に関し公表されている情報と実際の学生の体験、その他関係する項目について監査する。また、教育の質に関する情報データベースの正確さ及び完成度について、サンプルを抽出する。

12. 監査チームは、上記の全ての分野から、当該機関による質管理のシステムや仕組みの評価方法に着目するが、これらが必要以上に行われることなく、目的に沿い、意図されている目標を効率的かつ「金メッキ」を施す（すなわち、見かけは素晴らしいが付加価値はほとんどないような官僚的な仕事）ことなく達成できるよう、批判的な視点で評価がなされているかがポイントとなる。
13. 監査チームは、高等教育資格の水準及び教育提供の質が、国民の信頼を醸成・維持するような形で管理されるようにするという目的のために、上記やその他関係する項目について、機関側が慎重に、真摯に、かつ専門的に取り組んでいることの裏付けを探す。また、監査チームは質と水準に関する情報公開において、機関の方針や取組みが明瞭で分かりやすいものである点も確認する。

使用される情報

14. 監査チームは、以下を含む幅広い情報源を利用できるものとする。
 - 授与する高等教育資格の水準や提供する教育の質の管理に関する取組みの概要と、その取組みの実効性についての見解を示した、監査対象機関が作成した自己評価報告書（briefing paper）。この資料には、それらの取組みを解説し、取組みの実効性についての見解を裏づける文書を記載した索引を付けるものとする。
 - 各機関が背景を説明する参考資料として、自己評価報告書と合わせて提出したいと考える重要書類（例えば、戦略的計画や質管理マニュアル、あるいはこれに相当するもの）
 - QAA が直接入手できる、各機関またはその教育に関する、QAA または職能団体・法定

機関・監督機関（professional, statutory and regulatory bodies : PSRB）などの団体の報告書で、6年以内に作成されたもの

*** * * 5 ページ * * ***

- 当該機関が教育の質に関する情報データベースに掲載した情報や、HEFCE が作成した『高等教育の質と水準に関する情報 最終版』の付録Hに列挙された、教育の質に関する情報
 - 教育の質に関する情報データベースにおける当該機関の情報を QAA の情報課が要約したもので、当該機関と共有するもの。なお、この要約には、公的に入手可能な他の情報と比較検討し、データベースの完成度や通用性についての解説を掲載するものとする。
15. 当該機関の学生も資料（第 62 節を参照）を提出することが望ましいが。この場合、当該機関の全学生を代表して、学生代表者が意見書を監査チームに提出するものとする。

評価及びコメント

16. 2005 年度から 2010 年度にかけて実施される機関別監査において、監査チームは以下について評価を下す。
- 各機関の現在の、及び将来の高等教育資格の水準について、その健全性に問題がないまたは問題が起きないと期待できるかどうか
 - 各機関が学生に提供する学習機会の管理に関して、現在の、及び将来の管理状況に問題がないまたは問題が起きないと期待できるかどうか
17. 監査チームの評価は教育の水準そのものについてではなく、当該機関が学内外の審査員を用いて、高等教育指標の規準に照らした検証作業を実施することにより、教育水準が確保されるよう実行されているかを評価する。同様に、監査チームは学習機会の質そのものというよりは、学生に対して提供されている学習機会が適切な質を維持し、高等教育指標の示す内容に準拠するよう、当該機関が適切な方策を講じているかを評価する。ここでいう「学習機会」とは、教育課程と学習・生活両面にわたる学生支援との複合的な効果を意味している。
18. 当該機関が教育の水準を確実に効果的に維持していると監査チームが判断し、かつ

将来的にもその良好な状態が続くと見込める場合、監査チームは「**問題なし (confidence)**」という評定を下す。同様に、当該機関が学生に対する学習機会の質を確実かつ効果的に管理していると監査チームが判断し、かつ将来的にもその良好な状態が続くと見込める場合も、「**問題なし**」という評定を下すものとする。いずれの場合も、「**問題なし**」は、当該機関が上記の点を効果的かつ継続的に管理しているという QAA の見解を示すものである。

19. 特に2つの分野において、それが欠如していることが判明した場合は、監査チームが問題なしと評定することは難しくなる。その一つは学生の成績評価において、学外審査員を積極的に起用しているかどうかという点である。もう一つは、高等教育の質及び水準を確保するための実施規範（実施規範、Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education : Code of practice）の第7項「教育課程の計画、承認、モニタリング、見直し」に密接に関連して、機関内の質管理の業務において、同様に学外者を積極的に起用しているかどうかという点である。いずれの場合も、機関から独立した第三者であるという条件を満たしているかどうか重視される。

* * * 6 ページ * * *

20. 監査チームが、教育の水準または教育提供の質の維持管理についての現状またはいずれかの将来の見通しについて、懸念がある場合は、「**一部問題あり (limited confidence)**」という評定を下すとともに、その判定に至った経緯を明示するものとする。「**一部問題あり**」という判断は、当該機関において、授与する高等教育資格の水準または教育提供の質を効果的かつ継続的に管理する能力が現在不足している、または将来的に乏しくなる恐れがあることを示す根拠があることを意味している。なお、「**一部問題あり**」という評定は失敗を意味するものではなく、好ましい監査結果ながらも、改善が必要であるということを示唆している。
21. 監査チームが、教育の水準または教育提供の質の維持管理についての現状またはいずれかの将来の見通しについて、深刻な懸念がある場合は、「**問題あり (no confidence)**」の評定を下すとともに、その判断に至った経緯を明示するものとする。「**問題あり**」という判断は、当該機関が授与する高等教育資格の水準または教育提供の質を管理する能力に関して、深刻かつ根本的な脆弱性があることを示す根拠があることを意味している。英国の高等教育において、教育の水準が不十分とされる事例は非常に稀ではあるが、このような事態が発生した場合には、学生およびその他の利害関係者に周知されなければなら

らない。

22. 「問題なし」の評定の基準については、付録Eに記載されている。これらの評定及び評定の基準は、移行措置で適用されたものと同じであり、「問題なし」の評定は、移行措置における「全体にわたって問題なし (broad confidence)」の評定に相当する。機関別監査とその結果の継続性を確保する上で、評定及び基準を一貫させることは極めて重要である。

23. 監査チームはさらに、以下の点について具体的に意見を述べる。

- 大学院研究課程において教育の水準を適切な形で維持し、質を向上させるための各機関の取り組み
- 講義課程と研究課程の双方において、教育提供の質を高めるための組織的な戦略を構築、実施するための各機関の取り組み
- 各機関がそれぞれの教育の質及び授与する高等教育資格の水準について公表している情報の正確さ、完成度という点での信頼度

24. 機関別監査に共同教育プログラムが含まれる場合（上記第 10 節を参照）、評定やコメントが当該機関の「本校の」教育課程に関するものと異なると認められない限り、評定やコメントが共同教育プログラムについても適用される旨を監査報告書に明記するものとする。異なる場合は、評定やコメントの中にその旨が言及される。また、共同教育プログラムについて別個の監査を実施する場合は、機関別監査の評定及びコメントは本校で提供している教育に対してのみ適用されることを明示しなければならない。

*** * * 7 ページ * * ***

25. 機関別監査の報告書には、各機関のさらなる検討を促す提言が記載されるほか、教育の水準を確保し、教育の質を管理するための取り組みの中で、特に貢献度が高いと考えられる、優れた取り組みについても言及する。

26. 監査チームの提言は、重要度に応じて以下のように分類される。

- 「必須 (essential)」は、質または水準が現在、危機的な状況にあると思われ、至急、是正措置が必要なもの

- 「**勸告 (advisable)**」は、質または水準が危機的な状況に直面する可能性があると思われる、予防措置または是正措置が必要なもの
- 「**推奨 (desirable)**」は、学習機会の質の改善または高等教育資格の水準のさらなる確保が可能だと思われるもの

27. 提言の分類及び報告書で取り上げる優れた取組みの判断基準は、移行措置で適用されていたものと同じである。

新機関別監査プロセスの特色

規準の利用

28. 監査チームは各機関が教育水準の確保や教育提供の質を管理するための取組みについて検討する際、学外の規準として高等教育指標を参照する。ただし、英国の高等教育を支える高等教育指標は、単に機械的に用いたり、細部に至るまで盲目的に遵守したりするものではない。監査チームは、各機関が指標の述べる事柄の目的や意図を理解し、それらの効果を自らの業務に照らして検討し、指標の定める指針を最適な形で反映させるための必要な措置を講じてきたか、または講じているかという点について、明確な証拠を求めるものとする。

29. 監査チームは英国の高等教育指標を最優先の規準として利用するが、各機関が欧州質保証ガイドラインのほか、欧州または他の地域における指針についても、どのような形で検討しているのかについて関心を寄せるものとする。監査チームは特にボローニャ・プロセスとの関連において、各機関が欧州質保証ガイドラインや、欧州高等教育圏 (European Higher Education Area : EHEA) における教育の水準の動向に対してどのように対応しているか、意見を述べる。

* * * 8 ページ * * *

30. 高等教育資格水準に関しては、各機関が高等教育資格の水準とこの資格水準との整合性をどのように確認しているかを見る。監査チームは、例えばサンプリングによる監査証拠などを通じて、これがどのような形で実行されているかを確認することができる (下記第 35 節を参照)。

31. 監査チームは、各機関による実施規範への取組み方を詳しく調査する。監査チームは

各機関が作成する自己評価報告書において、機関が実施規範の全体にわたる理念をどのように取り入れようとしているか（下記第 44 節を参照）、取り入れた結果としてどのような変化があったかに関する記述を調べ、直面した課題について議論する。

32. 監査チームは、各機関が教育課程や高等教育資格を設置する、または見直す際に、どのような形で関係する専門分野別資格水準（subject benchmark statements）を適用しているかについても調査するが、QAA は、この資格水準が個々の教育課程や高等教育資格を法的に規定するものではないことを念頭に作業を行う。この資格水準は、あくまでも教育界においてふさわしいと受け入れられている、優等学位などの学位が授与されるべき水準を示した基準である。なお、学際的または集学的な分野では、この水準をそのまま適用するのが不適切な場合があるため、特に注意が必要である。しかし、専門分野別資格水準は確かに権威ある規準であり、教育課程の設定や見直しの際に考慮されていると学生や他の利害関係者が考えてよい資料であろう。

33. 教育課程要項（programme specifications）は、教育課程の目的、意図される学習成果、及び修了者に期待される成果について示した公開情報である。監査チームは、これらの情報が学生や教職員にとって有用かどうか、また情報の内容が正確かどうかを調査する。特に、教学方法や成績評価方法について明確に伝えるため、要項において高等教育指標の他の規準をどのような形で活用されているかに関心が払われる。また、サンプリング調査（sampling trails）を通じて、要項の中で専門分野別資格水準をどのように活用しているか、また要項やその情報が学生にどのような形で伝えられているかが分かるだろう。

監査証跡（Audit trails）

34. 監査チームは「証跡（トレーリング）」という技法を用い、各機関のプロセスや手順やそれらの作用について、文書や対象機関との会合の中から系統的な情報収集を行う。この技法は、特定の取組みや方針、手順についての実効性を確かめるために用いられる。一部は、各機関において、方針や手順が実際にどのような複合的効果をもたらしているか、サンプルを抽出するという目的で利用されるほか、当該機関の特色または使命に関連する特定の項目を監査チームが理解するために用いられる。

サンプリング調査

35. 各機関の方針及び手順がもたらす複合的効果の事例を抽出するという調査は、学生や教職員の利益という観点から、質や水準を管理する面での取組みがどのように実際に機能しているかについて、監査チームが理解するうえで有用である。このような種類の調査は、サンプリング調査と呼ばれる。この調査では、各機関の方針や手順の実施状況や成果が機関全体から教育課程のレベルまでをたどり、その反復作業も行われる。いわば、当該機関の管理体制を縦に抽出したものといえるだろう。様々なレベルにわたってサンプルを抽出することで、監査チームは機関による各レベルでの管理運営の効果について、より明確な見解を得ることができる。また、効率的かつ効果的に機能している部分や、逆に実務に比して方針や手順が無駄に多い、すなわち、「金メッキした」取組みとなっている部分を把握しやすくなる。

36. 各機関自身も当然ながら、このような監査証跡を内部評価という形で定期的実施している（実施規範第7項「教育課程の計画、承認、モニタリング、見直し」を参照）。したがって、サンプリング調査では、当該機関が内部評価を行っている単位（学部、学科、科目、その他）について、その実施の仕方や結果に焦点をあてる。

37. このように、各機関の内部評価及びその結果について行う事例の抽出は、通常2つ実施すれば十分と考えられる。監査チームは各機関とどの2つを監査対象として選ぶか話し合いによって決める。評価単位が少数の機関については1つでよい場合や、逆に数が多い、あるいは2つだけでは十分な説明ができないと機関が感じる場合は、その点についても話し合われる。高等教育資格の水準または提供する教育の質に関するリスク要因を信頼できる情報源から事前に得ている場合は、追加の監査証跡が行われる可能性もある。

38. この監査証跡を各機関が定期的実施している内部評価の手順や各機関の評価単位に準拠させることには、以下の利点がある。

- 必要書類はすべて、当該機関が定期内部評価およびその後のフォローアップで得たもので、印刷物または電子媒体にすでに保有しているもの、または外部調査やそのフォローアップなど既存のものを使用する。新たに作成されるものは、監査チームがこれらの資料によって監査証跡を行う時の説明資料となる要約のみである。
- 当該機関は評価単位や評価プロセスの代表的なもの、また実効性の説明という観点から、抽出対象の選択について、監査チームと話し合うことができる（ただし、最終的な選択は監査チームが行う）。

- 監査チームは方針及び手順がどのように実施されているかを、内部評価の結果が学生の学習機会の質を高めるためにどのように活用されているかを含め、検討することができる。

* * * 10 ページ * * *

- 監査チームは、一般公開されている学外審査員による報告書の要約、定期内部評価の結果、及び全国学生調査（National Student Survey : NSS）の結果と、要約の元となった全ての情報とを比較することができる。監査チームはこの作業により、教育の質に関する情報データベースの正確さ及び完成度について検証するという要件を満たすことができる。
- 各機関の方針がどのように学生や教職員の利益となっているかについて、監査証跡を実施することで、監査チームは内部評価の単位に最も適切な学生及び教職員グループと面談することができ、「一般の」教職員や学生の見解に重点を置くことが可能となる。

補完的な証跡（Supplementary trails）

39. 機関の使命や、質及び水準管理の取組みにおいて特殊な点がある場合、当該機関が監査チームに監査証跡を求めることもある。例えば、職場学習が必須のプログラムを提供している機関の場合、その強みや限界を相応に考慮した監査証跡を提案することが考えられる。このような調査は、他の監査に追加して行う形となり、「補完的な証跡」と呼ばれる。なお、補完的な証跡を提案するのは各機関の側であり、監査チームは当該機関と協議の上、その提案の可否を決定する。補完的な証跡を行うことで合意した場合、監査チームが利用できる資料は既存のもので、印刷物または電子媒体に保有されているものとする。ただし、監査チームがこれらの資料を通じて監査証跡を行う時に役立つように、当該機関がこれらの資料をまとめたものは新たに作成される。また、資料の内容をより理解するために、監査チームはしかるべき教職員または学生のグループと面談する場合もある。
40. QAA は、各機関がこの補完的な証跡を必ずしも提案すべきだとは考えていない。ただし、必要に応じて、監査証跡の柔軟性を高めるものとして補完的な証跡を利用することができる。

監査証跡の概要

41. 監査証跡の概要は以下のとおりである。

- 通常は2つの事例についての監査証跡を行う。各機関が定期的に行っている内部評価やその結果に関する既存の資料を利用するが、監査チームが当該資料を理解しやすいよう、資料を要約した簡潔な文書を添付する。
- 内部評価の単位が限られている専門機関の場合、監査チームは1つの事例の抽出による監査証跡でも十分だと判断することがある。
- 内部評価の単位が多い機関の場合、または当該機関が内部評価のプロセスにおいて通常の2つ以上の事例の抽出を希望する場合、監査チームは追加の監査証跡を行うこと適切とみなすことがある。

*** * * 11 ページ * * ***

- 事前に信頼できる情報源からリスク要因を示す情報を得た場合、監査チームが当該機関における定期内部評価及びその結果の代表的なサンプルを得るためには、追加の監査証跡が必要だと判断することがある。
- 当該機関が提案し、監査チームが了承した場合は、特定の項目に関して1件以上の補完的な証跡が実施されることがある。ただし、QAA は監査において必ずしもこの補完的な証跡が必要だとは考えていない。

42. 監査証跡の最終的な選択は監査チームが当該機関との話し合いをした上で、予備訪問 (briefing visit) の際に決定する。最終選択は、一貫性を保ちつつも柔軟に対応する必要があることを認識して行われる。裏付け監査を実施することが、監査プロセスに付加価値を与え、根拠資料の収集作業と、それが当該機関とその教職員や学生にかかる負担とのバランスを取る必要性を念頭に置いて判断する。

43. 監査証跡は、どのような種類のものであっても、根拠を入手するための手段であり、目的ではない。したがって、監査証跡によって得られた所見は通常、個別に報告することではなく、その必要に応じて、監査チームの分析、所見、評価、コメントを作成する際に利用する根拠資料として監査報告書や付録に取り入れるものである。

大学院研究課程

44. 新機関別監査プロセスでは、各機関が大学院研究課程において、高等教育資格の水準や提供している教育の質を確保する体制が、実施規範第1項「大学院教育課程」の指針にどの程度沿っているかを監査チームが評価し、報告することを求めている。本項の序文では、本項が「研究課程の管理運営、質、及び教育の水準に関して、財政カウンスル、研究審議会、そして当機構（QAA）が求めている指針を各機関に対して明確に示すため、特に指針の部分を中心に、他項に比べ厳格な形式で記されている」としている。
45. 2005 年度にイングランド、ウェールズ及び北アイルランドの補助金交付団体の依頼によって QAA が実施した研究課程の特別評価は、実施規範第1項「大学院教育課程」を特に参考にしている。監査チームは当該機関に関するこの特別評価の結果報告書を入手することができ、当該機関はこの報告書について、その後の改善や進展など最新情報を提供することができる。大学院研究課程に関する監査チームの正式な意見は、機関別監査報告書の結論の中で記述され、全体の評定を下す際の要素のひとつとなる。

質の向上

46. 新機関別監査プロセスにおいて、質の向上は学習機会を改善するために機関全体で確実な対策を講じることと定義される。

* * * 12 ページ * * *

47. この定義では、各機関が質向上の機会を、質保証と同じように体系的で明確な戦略的計画によって確実にやっているかどうか、つまり「計画的な取組み」がなされているかどうかに重点が置かれている。したがって、質向上は各機関の運営上の制約の中で、安定した、信頼ある、明白な学習機会の質の改善を行うという機関の質管理の一環としてとらえることができよう。
48. 監査チームは、質の向上のための機関全体での取組みにおいて、管理情報がどのように体系的に利用されているかを検討する。このような情報は、学外審査員や学外顧問、職能団体・法定機関・監督機関や高等教育アカデミーなどの外郭団体、在学生・卒業生・雇用主、内部評価の結果、教学戦略の一部などの学内の方針から得ることができるだろう。したがって、ここで定義されている質の向上は、各機関が学内外から得られる情報

をどのように収集、分析、利用しているかという点と密接に関係している。監査チームはサンプルの抽出による監査証跡を行い、各機関が管理情報をどのような形で活用し、教育課程レベルでの質の向上に役立っているかを調べる。

49. 学習機会の質の向上は、教職員が独自に取り組む向上計画によっても促されるが、それらは意識の高い人々と彼らの考え出した優れたアイデアによって成り立っており、必ずしも、機関全体としての質向上に対する優れた取組みであるとは限らない。このような方法の場合は、例えば高等教育アカデミーのような、機関の様々なレベルにわたって質の向上に取り組むことができる組織が関与した方が、より機能しやすいだろう。したがって、監査チームは教学方法や評価方法における個々の優れた取組みを通じて、各機関の質の向上に対する取組みが反映されることを認識しつつも、特定の優れた取組み事例そのものよりはむしろ、これらの取組みを生み、認識し、支援し、維持している理念そのものが、学習機会の質向上を求め、促しているという点に着目するものとする。

50. 監査チームは、各機関が設定する講義課程と研究課程の両方における教育提供の質を高める取組みについて、具体的に意見を述べなければならない。したがって監査チームは、各機関が体系的な質の向上に向けた機関全体での方針を進めていくため、どの程度前進してきたのか、または前進しているのかを把握する必要がある。各機関は、管理プロセスの一環としての質向上の例として、まだ成果は上げていないにしろその可能性が示唆される取組み計画に関する資料を提出するのは適当である。

監査プロセスの仕組み

監査員と監査チーム

51. **役割** 機関別監査を実施する基本チームは通常、4名の監査員（auditor）と1名の書記（audit secretary）によって構成される。それぞれの役割は明確に分かれているが、立場は同等である。教育の提供が広い範囲にわたる、または複雑な機関の場合、当該機関の活動領域を十分にカバーし、判定やコメントを適切なものとするために、監査員を増やさなければならないこともある。書記及び監査員は、自身が所属する機関を担当する監査チームには任命されない。

52. **QAAのアシスタント・ディレクター** 各監査においては、QAAのアシスタント・ディレクターが調整役を担う。アシスタント・ディレクターは訪問監査（audit visit）の前段階で、当該機関に対し、監査のための準備を補助し、監査チームと連携して最初の書面調査を行う。また、予備訪問時と訪問監査の最後に監査チームに同行し、必要に応じて助言を行う。アシスタント・ディレクターは、監査チームの所見が十分かつ特定可能な根拠に裏付けられているか、また監査報告書が簡潔で利用しやすい形で情報を提供しており、付録に裏づけとなるより詳細な証拠や分析が掲載されているかどうかを検証する責任をもつ。
53. **選任** 監査員は任命される時点で、高等教育における指導や管理に関する最近の専門知識と経験を有していることが求められる。監査員は英国高等教育機関からの候補者の中から、QAAが選任しているが、どの機関からも数名の候補者が名前を挙げてくることが期待されている。また、監査が要求を満たし、専門的かつ信頼のおける形で実施されるよう、各機関が提示する候補者は十分な実績、知識、技術を有するものと期待されている。監査員の選任基準は公表され、研究分野、地理、性別、人種などの観点から、適切なバランスの取れたグループとなるよう、最大限の努力が払われるものとする。
54. 書記は通常、機関の事務管理職の中から採用される。書記は事務的なサポートを行い、当該機関への訪問時には調整を担当するほか、連絡係としての役割を果たす。
55. 採用情報や選任に関する詳しい情報は、QAAのウェブサイトに掲載されている（www.qaa.ac.uk/aboutus/appointments/）。
56. **研修** 監査員及び書記の研修は、QAAが直接または適切な研修実施機関と共同で行う。研修は、監査チームのメンバー全員が監査プロセスの目的と目標を十分に理解し、プロセスに含まれるすべての手順と各自の役割に精通し、QAAに期待することや監査プロセスにおける実施規則を理解することを目的とする。また、データの同化や分析の技術、訪問監査のための予定の立案、仮説の構築や検証、会議の進行、評定や問題の有無に関する判断、報告書の作成といった能力を高め、訓練を重ねる機会ともなる。研修及び選任プロセスの実効性については、引き続き検証の対象となる。現役の監査員や書記で、新しい機関別監査の監査員に引き続き選ばれた者は、それまでに受けた研修や監査の経験を踏まえたうえで、新しいプロセスの研修を受けるものとする。

自己評価報告書

機関が作成する自己評価報告書

57. 機関別監査は、これまでと同様、各機関が自らの水準及び質の管理における実効性について、以下のような質問を使って自己評価を行うという考え方に基づいている。

- 当校は何をしようとしているのか
- 当校はなぜこれをしているのか
- 当校はどのようにこれをしているのか
- それが最善の方法だといえるのはなぜか
- それがうまくいくといえるのはなぜか
- それを改善するには、どのようにすればいいか

各機関にとって、自己評価報告書は上記の6つの質問に答えながら概略をまとめる機会となる。最初の3つの質問は各機関の取組みの説明に重点を置いており、後の3つの質問はより自己省察的な視点を促すものである。

58. 新機関別監査プロセスにおいて求められる自己評価報告書は、当該機関が高等教育資格の水準を確保し、提供する教育の質を管理する上での取組みをまとめたものでなければならない。また、当該機関が取組みの実効性を検討するとともに、取組みの改善にどのような形で努めているかを監査チームに示すものでなければならない。監査チームの立場から見れば、当該機関の取組みや、その取組みの上に積み重ねてきた方策について明確に説明された資料の方が、単に長所と短所を記した自己評価書よりも重要である。

59. 各機関にとって、自己評価報告書の提出は、各自の取組みの有効性を示すとともに、それを裏付ける根拠資料を提示する機会となる。報告書には、引用された資料が分かるよう、総合索引を設けることが重要である。

60. 自己評価報告書の様式は、付録Dに記載されており、報告書の様式（付録B）に沿ったものとなっている。定型様式には、報告書の主な見出しが記載されており、各見出しの下に記述されるプロセスの実効性や、これを改善するための措置に関して、自己分析を促す形となっている。また、各見出しをより詳しく説明するものとして、参考資料を付けるよう記されている。QAAが自己評価報告書の最大ページ数を指定することはないが、30ページ程度であれば適当であろう。

61. 自己評価報告書は、印刷物と電子媒体の両方を用意するものとする。なお、報告書は、参考資料を読まなければ、深く理解することはできないが、独立した文書として、他の資料を参照しなくても理解できるようなものでなければならない。また、各機関が電子媒体での参考資料の提出を希望する可能性も踏まえ、監査チームがウェブサイトで当該資料を閲覧できるか、あるいは、CD-ROM が報告書の印刷物に添付されているなどの形であるならば認めるものとする。報告書及び参考資料のその他の提出方法については、事前打合せの際に話し合うことができる（第 66 節を参照）。

* * * 15 ページ * * *

学生意見書（Students' written submission）

62. 学生は、監査チームに意見書を提出するよう勧められている。移行措置時の機関別監査では、大半の機関から学生による意見書が提出された。学生は、書面を通じて意見を監査チームに表明する機会を歓迎しているのは間違いなく、監査プロセスも学生による建設的かつよく練られた意見書から多大なメリットを得ることができた。
63. とりわけ下記の 4 つの質問は、監査チームにとって特に有用な意見を学生から引き出すのに役立つことが分かった。
- 機関が公表している情報はどの程度正確か
 - 学生は自分たちが機関から何を期待されているのかを理解しているか
 - 学習者としての体験はどのようなものか
 - 学生は意見を述べる場があるか。また、機関はこうした意見に耳を傾けているか
64. これらの質問は、QAA の小冊子『機関別監査：学生代表者のための手引き』にも掲載されている。これらは新機関別監査プロセスにも引き継がれ、小冊子は改正後のプロセスを反映した内容に改訂される予定である。小冊子は、推奨された学生による意見書の型を示すものとなる。
65. 学生による意見書の作成は引き続き任意となるが、QAA は学生に対し、意見の簡潔な要約を提出するよう、強く働きかけていく所存である。意見書の作成は時間や手間がかかるため、学生が躊躇することや、作成できないことも考えられる。QAA のアシスタン

ト・ディレクターも移行措置の間、学生組合の一部の役員が学内の全学生を対象とした調査を要するような非常に大がかりな資料を作成しなければならないのではないかと懸念している、と指摘した。QAA は、簡潔な意見書であっても、比較的少数の学生代表者によりよく議論されたもので、監査チームが出所と調査範囲を把握することが可能であれば、広範な調査に基づく包括的な意見書と同じように、状況を大まかに把握する資料として十分に有益であると考えている。意見書の規模にかかわらず、監査チームが、それが誰によって、どのように作成されたかさえ理解していれば、チームの研究や議論を深める価値の高い資料となろう。

監査に向けた準備

66. 監査プロセスはまず、各機関と QAA のアシスタント・ディレクターとの間に設けられる事前打合せ（preliminary meeting）から始まり、監査全体の仕組みや内容について話し合いが持たれる。事前打合せは訪問監査の約 24 週間前に実施する。この会議の目的は、監査範囲の明確化に加え、当該機関、QAA、監査チームの間の相互関係及び参加者各自の役割を話し合うこと、当該機関が提出する自己評価報告書が監査プロセスと合致するよう確認することである。さらに、文書による根拠資料は基本的に、監査のために特別に作成するのではなく、学内の質管理において利用されている既存の資料に基づいたものでなければならないことを伝えるほか、教育の質に関する情報データベースにおける当該機関の情報について QAA の情報課が作成した要約に関連する事項（第 14 節を参照）、監査証跡の選択に関する事項が話し合われる。事前打合せから機関による自己評価報告書の提出までの間、QAA は機関の要望に応じて、監査プロセスに関する助言や指導を可能な範囲で行う。

* * * 16 ページ * * *

67. 当該機関の学生代表者には、意見書を作成してもらうことを想定して、機関担当者とは別個に、意見書について話し合う場を設けるものとする。この会議は、意見書の範囲及び目的の明確化や、学生代表が適切と考えるものがあれば、意見書の標準様式にある項目以外についても詳しい議論を行うことなどを目的とする。さらに、監査証跡の選択に影響するかもしれない、学生の代表者の意見を聴取するほか、教育の質に関する情報データベースにおける当該機関の情報または一般に公表されている資料についても話し合うものとする。その後、学生代表者が意見書を提出する場合は、意見書が提出されるまで、QAA は学生代表者の要望に応じて、プロセスに関する助言や指導を可能な範囲で

行うものとする。

68. 各機関には、管理職で QAA（通常はアシスタント・ディレクターを通じて）と定期的に連絡を取ることができる連絡担当者を指名するよう求められる。QAA と機関が定期的な連絡を通じて良好な協力関係を築くことで、機関が QAA の要求を誤解することや、あるいは QAA が当該機関の特性や教育提供の範囲を誤解することを避け、監査の準備に無駄な時間をかけずに済む。
69. 各機関と学生代表者は、予備訪問の 5 週間前までに自己評価報告書を提出するよう求められる。QAA は当該資料を受領した時点で、監査チームに配布する。監査チームは、予備訪問での機関担当者や学生代表者との話し合いに備え、可能な監査証跡について電子メールにて協議する。

予備訪問

70. 監査チームは各機関を 2 回に分けて訪問する。1 回目は予備訪問で、当該機関や、その教育水準と教育の質の戦略的な管理への取組みについて、監査前に理解を深める場となる。予備訪問の際、監査チームは当該機関及び学生から提出された関係資料を精査し、理解を深めるとともに、参考として引用された根拠資料の文書について考慮する。また、予備訪問は、当該機関や学生が資料提出後の進展や変更点について、最新情報を監査チームに提示することができるほか、訪問監査中に監査チームが精査する価値が特にあると思われるようなその他の事項についても提起する機会となる。

*** * * 17 ページ * * ***

71. この予備訪問は、訪問監査の 5 週間前に実施される。監査チームは現地に 3 日間滞在し、うち 2 日間は機関側及び学生代表者と会合を開く。監査チームはこれらの会合や、当該機関が提出した文書の調査を通じて、訪問監査時の調査内容について細かく検討するとともに、訪問日程を提案する。また、監査証跡の対象の選定は、予備訪問の間に当該機関の代表者と協議の上、監査チームが最終的に決定する。
72. 予備訪問中に監査チームが利用できる文書は、通常、自己評価報告書の索引で示された説明資料に限られる。なお、各機関は各自の都合に合わせ、これらの資料を電子媒体か印刷物、または両方のフォーマットで用意することができる。監査員はその他入手したい説明資料を訪問監査の開始時、または特に重要な文書の場合は訪問監査前に求める

ことができる。ただし、監査チームが調査を行う上で必要な情報に限られる。

訪問監査

73. 監査プロセスの次の段階は、訪問監査である。監査チームは訪問監査を通じて、予備訪問で決めた監査内容について、より深く考察することができるほか、質及び水準の管理に関する機関の提出書類についてより広く調査することができる。また、教職員や学生と面会できるほか、基本的には、上記の第 11 節に記載した監査の焦点を精査する。監査証拠もこの訪問調査で行う。訪問調査は各機関にとって、予備訪問で打ち合わせた事柄を反映した上で、監査チームが当該機関の質及び水準管理の取組みを理解する上で有益だと思われる情報、または根拠資料をさらに提示する機会でもある。
74. 監査チームは訪問監査において必ず学生と面談し、学生が学習者として体験したことや、当該機関の質保証や質の向上に関する取組みとの関わりについて、直接情報を入手する場を設けなければならない。監査チームは学生の代表者と面談する機会を求め、学生意見書に照らして、訪問監査中に収集した情報について話し合う。
75. 監査訪問は通常、5 日間の作業日程（月曜日から金曜日まで）で実施し、そのうち最大 4 日間は監査チームと当該機関の教職員や学生、また該当があれば、共同教育プログラムの相手機関と会合を設ける。訪問監査の最終日には、監査結果について検討し、以下の点に関して監査結果案を作成するとともに、意見をまとめるものとする。
- 当該機関が授与する高等教育資格の水準、または当該機関に学位授与権がない場合は、代理機関が授与する高等教育資格の水準を保持することに対して、問題がないかどうか。また、高等教育資格の取得が可能な教育課程の質保証に関して、問題がないかどうか

* * * 18 ページ * * *

- 当該機関の教育提供の質の向上への取組み、大学院研究課程における適切な教育の水準の維持や質の向上に関する取組み、教育提供の質や高等教育資格の水準について一般公開している情報の正確性及び完全性についてのコメント
- 当該機関の教育の水準及び提供する教育提供の質の管理に対する取組みにおいて、特に効果的で、取り上げるべきだと監査チームが考える、優れた取組み
- 当該機関が講じるべき措置に関する提言。重要度または緊急度に応じて分類する。

76. 監査チームは訪問監査の最後に関する内部会議で、監査結果案の内容を再検討するが、その後数日間、収集したすべての情報を熟慮し、結果案をさらに精査するものとする。したがって、監査チームがまだ現地にいる間に、当該機関に対して監査の所見を報告するのは時期尚早である。監査チームはこのような形ではなく、訪問監査の終了から2週間以内に、主要な監査結果や、報告書案で提言される可能性の高い事柄をまとめた「監査結果概略 (key findings)」という公式文書を当該機関の長に送付するものとする。この文書は、訪問監査の完了にあたり、各機関に形式的に送付される、仮のものである。また、報告書に盛り込まれるものではなく、報告書の内容をかためるための材料でもない。
77. 訪問調査の最終日に、QAA のアシスタント・ディレクター及び一部の監査チームのメンバーは、機関の連絡担当者と訪問監査終了の挨拶をする。ただし、この時点では監査チームは監査の結果に関する情報を提供する立場にない。

機関との連絡調整

78. 当該機関への2度の訪問中、監査チームの代表は機関の指名された連絡担当者と定期的に打合せを行う。これにより、監査チームは正式な会議以外でも疑問点の把握に努めることができ、機関側は監査チームが協議を重ねるうえで役立つと思われるより詳しい説明や根拠資料を提案することができる。このような連絡会議は、意思疎通の混乱を避けるため、指名された代表者同士で行うことが肝要である。各監査員は監査報告書の1つ以上の項目を担当し、訪問監査の際はその項目に関係する議事の進行役を務めるが、チームの情報収集を監督し、記録するのは所期の役割である。QAA はこれらを勘案し、書記が監査チームを代表して連絡役を務めることが望ましいと考えており、改正後のプロセスに関する監査員と書記への研修時に、書記の役割強化について発表する予定である。

* * * 19 ページ * * *

報告書

79. 新機関別監査プロセスでは、一般公開向けの報告と機関に対する報告のプロセスを明確に区別している。**報告書**には、一般及び専門家向けにまとめた監査結果の概要のほか、当該機関が活用する目的でまとめられた、詳細情報や説明資料が「専門的な」**付録**とし

て付けられる（付録B、付録Cを参照）。報告書はできる限り簡潔でありながらも、単体でも一般読者が理解できるものとして詳細を十分に網羅しているべきである。また、報告書は付録の項目と相互参照させる。付録は監査チームが監査結果の根拠を当該機関に説明する上で必要と思われる長さとなる。評定の結果を含めた報告書の**要約**（付録Bを参照）を一般向けに、特に受験生を意識して作成する。付録を除く報告書と要約は、文書で公表する。当該機関は付録についても文書で受領する。なお、要約、報告書、及び付録は、QAA のウェブサイトにて全文を公表する。

80. 報告書の序文を除き、各章には上記の第 16 節及び 23 節に明記されている評定またはコメントのいずれかが最後に記載され、その根拠となる監査チームの分析が説明されているものとする。該当がある場合（第 10 節を参照）、当該機関の共同教育プログラムの管理状況についても、同報告書に別個の章を設けて取り上げる。報告書及び付録の様式は、各機関の自己評価報告書を作成する際に推奨したものに合わせる。なお、報告書の作成においては、当該監査の調整を担当したアシスタント・ディレクターが調整を行う。報告書の原案及び付録は訪問監査終了後できるだけ速やかに作成し、8 週間以内を目処に当該機関に提出し、事実関係に誤りがないかどうか確認を依頼する。

81. 最終報告書及び付録は、当該機関の回答に照らして作成する。各機関は報告書に簡潔な記述（500 語程度）を添付するよう勧められている。なお、この記述は、当該機関の希望があれば、訪問監査以降の進展、特に報告書が提言した内容に取り組むためにその後講じられた措置や対応案について、機関が報告する機会を与えることを目的としており、監査の評定や提言に異議を申し立てる機会と考えてはならない。

中間評価（Mid-cycle follow up）

目的

82. 中間評価は機関別監査のプロセス全体の中で不可欠な部分であり、監査と同一の目的を持っている。これは、当該機関による教育の水準や提供する教育の質の継続的な管理について短期間で検査するもので、簡易な検診のような役割を果たす。通常は、機関別監査の約 3 年後に実施される。中間評価は、機関内の水準及び質の管理について、前回の機関別監査以降に実施された取組みを考慮する機会であり、前回の監査結果に照らして、次回の監査を担当するチームが特に関心を持つと思われる事項について、当該機関に助言する場ともなる。

83. 各機関は、希望があれば中間評価の機会を利用し、水準や質の管理における改善点や変更案を外部の目線から検討することもできる。QAA がこのような点に関して「コンサルタント」役を務めることは適切ではないものの、一般的な意味で、改善点や変更案について論じることはできる。

プロセス

84. 中間評価は、QAA の幹部職員 2 名により文書のやり取りを通じて行われる。各機関への負担を最小限に抑えるため、各機関がすでに作成した文書に基づいて評価する。また、実施時期については、機関別監査のスケジュールの一部として、各機関の同意を得たうえで設定する。

85. 中間評価で QAA が通常参照する資料は、以下のとおりである。

- 前回の機関別監査の報告書
- 前回の機関別監査以降、別個に実施された共同教育プログラムの監査報告書
- 前回の機関別監査以降、QAA が当該機関または専門分野に関して実施した評価の報告書
- 職能団体・法定機関・監督機関などの外郭団体が作成した関連性のある報告書で、高等教育協定（HE Concordat）を通じて QAA が入手可能なもの
- 全国学生調査の結果など、教育の質に関する情報データベースに掲載されている情報
- 当該機関が HEFCE に報告したものなど、戦略計画の大幅な変更に関する情報

86. 当該機関は以下の点について、コメントを求められる。

- 機関別監査報告書の提言への取組み状況
- 前回の監査以降、QAA のその他の報告書に記載された提言があれば、それへの取組み状況
- 前回の監査以降、共同教育プログラムの実施体制に大幅な変更があれば、その点についてのコメント

上記のコメントは簡潔な概要説明の形で示し、可能な箇所では既存の書類を利用する。例えば、報告書の提言に取り組むために実施した措置について説明する際、主要な委員会の記録を引用した上で、読者が一連の状況を理解できるよう、補足説明を加えたもの

でもよい。

87. 上記の概要説明には、学生組合またはその他の学生団体がどのような形で概要説明の作成に関与し、当該機関の説明を支持しているかについても記載するものとする。
88. さらに、QAA は当該機関に対し、内部評価報告書で教育の質に関する情報データベースに要約が掲載されているものの中から、QAA が選択したサンプルの提示を求める。この作業は、QAA がデータベースの情報の正確さ及び完成度を監督するという責任を果たすことを目的とする。サンプルは前回の機関別監査以降にデータベースに掲載されたものの 20 パーセントを超えない量とする。QAA は、サンプルを選び出し、当該機関から中間評価用の資料を受領する日の 8 週間前に、当該機関に通知する。

*** * * 21 ページ * * ***

89. 機関からの提出資料、上記の第 85 節に挙げた情報、及び内部評価報告書のサンプルは、QAA の幹部職員 2 名が精読する。この 2 名は、以下についてのコメントを記載した簡潔な報告書を作成する。
- 機関別監査報告書の提言への取組み状況
 - 当該機関について次回の機関別監査で特に注目される可能性がある事柄
 - サンプルとなった内部評価報告書の要約から明らかになった、教育の質に関する情報データベース上の情報の正確さ及び完成度
90. QAA が作成する報告書の原案は当該機関に送付され、機関からのコメントを得るものとする。最終報告書は当該機関および HEFCE に送付されるが、公表はされない。中間評価は、ピア・レビューではないため、これによって前回の監査チームが下した判断や判定を変更または修正することはできず、次回の監査の根拠情報のひとつとして利用されるにとどまる。当該機関は最終報告書に対し正式な回答を提出する必要はない。

監査の終了とフォローアップ

91. 監査は正式な終了の承認を得て、完了する。監査報告書の判定内容が良好で、ただちに注意すべき重要な問題を含んだ提言もない場合、監査は結果の公表をもって終了する。中間評価では、各機関は QAA との間で、教育の水準及び教育提供の質の管理について、

前回の監査以降の進捗状況について議論するよう求められる。見聞した情報に照らして懸念する理由がある場合に限り、QAA はさらなる措置を提案するものとする。

92. 監査チームが「一部問題あり」または「問題あり」の評定を下す場合は、報告書を公表するとともに、フォローアップのための計画を立てられる。QAA は当該機関に対しアクション・プランの提出を義務付けるほか、定期的に進捗状況の報告を要請する。当該機関が計画の成果をおさめて完了するまで、最長 18 か月間完了期限を延長する。その時点でもまだ、改善措置の実効性に懸念が残る場合、QAA は追加訪問を実施する。それでも満足のいく進展が見られなかった場合、HEFCE から財政支援を受けているイングランドの高等教育機関については、HEFCE は補助金の一部または全額を停止することができる。公的資金を受領していない機関の場合には、QAA は自己の裁量により、集中的な評価をさらに実施すべきかどうかを検討する。QAA は各機関の実施計画書に関して、コンサルタント役になることはできないが、各機関の提案に対して意見を述べることはできる。

実施プロセス

93. QAA のアシスタント・ディレクターは、各監査の調整と管理に対して責任を負う。QAA は各機関と密接かつ建設的な協力関係を構築し、その関係を機関別監査のための要件という枠を超えて積極的に維持する最大の努力を払う。QAA はすでに、高等教育機関との組織的な連携体制を構築しており、機関の指名された担当者が QAA の連絡責任者と継続的に連絡を取り合う。なお、アシスタント・ディレクターは、担当機関の連絡責任者には指名されない。

* * * 22 ページ * * *

94. 各提言や評定理由に関する記述を含め、監査の評定及びコメントは、監査チームがピア・レビューの実施者として決定する。調整役のアシスタント・ディレクターは評定及びコメントがすべて、十分かつ信頼できる根拠情報に裏付けられていることを確認するとともに、監査報告書が簡潔かつ分かりやすい形で提供され、より詳細な根拠情報を付録に掲載していることを確かめるものとする。このような目的から、QAA は報告書及び付録の最終稿について、編集上の責任を負うものとする。

95. QAA は明確な業務基準（www.qaa.ac.uk を参照）を通じて、引き続きプロセスの質の維

持に努めていくこととしている。

実施スケジュール

96. 改正後の新機関別監査のサイクルを 2005 年度から 2010 年度とし、改正後初めての訪問を 2007 年 1 月に実施する。2006 年春には、QAA が各機関の監査時期を提案する。また、改正後の監査を受ける第一陣の機関との事前打合せも 2006 年春に開かれる。監査員及び監査幹事は 2006 年半ばに選任し、同年の夏から秋にかけて研修を行う。

各機関別監査のスケジュール

97. 各機関の自己評価報告書と、学生意見書がある場合には、それらは、予備訪問の 5 週間前までに監査チームに届けられるようにする。なお、予備訪問は通常、訪問監査の 5 週間前に実施される。1 学年度内に監査日程を組む場合は、学生が予備訪問により近い時期に書類を提出できれば、監査チームは当該資料の作成に直接関わった学生代表者と面談することができるであろう。このような場合、資料の提出を遅らせたいという学生側の希望があれば、QAA はこれを検討する。QAA は本監査前に十分前もって事前打合せを開くことにメリットがあると考えており、事前打合せを訪問監査の 24 週間前とすることを勧める。無論、訪問の日程は監査チームと学生のスケジュールを考慮しなければならない。当該機関の休暇や祝祭日などの扱いについては、当該機関からの要請で QAA と機関との間で協議する必要がある。

98. 最終報告書と付録は、訪問監査の 20 週間後に公表される。訪問監査から 8 週間以内に原案と付録の作成、当該機関への提出がなされ、当該機関は受領後から 4 週間以内に回答する。何らかの理由で報告書の最終稿の決定が遅れた場合、公表が 20 週間後以降となることもある。予備訪問から最終報告書の公表までのプロセスの概要は、付録 A にまとめられている。

* * * 23 ページ * * *

不服と異議の申し立て

99. 監査の遂行に対する不服と判定への異議申し立てについては、QAA のウェブサイト (www.qaa.ac.uk/aboutus/policy/intro.asp) に公表している手順に従って検討される。

* * * 24 ページ * * *

付録A：機関別監査プロセスの概要

【訪問監査の】 遅くとも28週間前	QAAの情報課が、QAAのアシスタント・ディレクターに、教育の質に関する情報データベースにおける監査対象機関の情報の概略と当該機関に送付するコメントを提供する。
遅くとも24週間前： 事前打合せ	アシスタント・ディレクターが当該機関を訪問し、代表者及び学生と面談する。 アシスタント・ディレクターは監査プロセスの概要を示すとともに、自己評価報告書及び学生意見書の作成方法について説明する。 また、情報課が作成したデータベースの概略の正確さについて、機関側から意見をもらう。
10週間前	QAAが当該機関から自己評価報告書を受け取る。 該当する場合、学生意見書も受け取る（下記注1を参照）。
5週間前：予備訪問	監査チーム及びアシスタント・ディレクターが予備訪問を実施する。 監査チームは機関側、及び学生代表者と打合せを行う。 監査チームは訪問監査の大枠を示す。 監査チームは機関側と面談し、訪問監査及び監査証跡の計画について同意を得る。 訪問監査前または監査期間中に必要とされるその他の情報がないかを確認する。
訪問監査	監査チームは最長5日間訪問し、アシスタント・ディレクターは最終日にチームに同行する。 教職員や学生と面談を行い、一連の調査について議論する。
2週間後	監査チーム内で監査の所見をまとめ、アシスタント・ディレクターが書簡にて当該機関の学長宛に送付する。
8週間後	QAAが報告書案を当該機関に送付する。
12週間後	当該機関が報告書案について回答する。
20週間後	報告書をウェブサイト上に公表する。

注1：1学年度内に監査日程を組む場合、学生が予備訪問により近い時期に書類を提出することで、監査チームは当該資料の作成に直接関わった学生代表者と面談することができるであろう。このような場合、資料の提出を遅らせたいという学生側の希望があれば、QAAはこれを検討する。

* * * 25 ページ * * *

付録B：機関別監査報告書の構成

要約

評価結果

提言及び優れた取り組み

コメント

本文

第1章 序文及び背景

本章では、監査の背景を記し、前回の監査（及び中間評価）以降の進展について、簡単に述べる。前回の監査（及び中間評価）の結果を受けて講じられた取り組みが焦点となる。

第2章 教育水準の管理

本章では、機関が教育水準を確実に維持するにあたっての内部プロセスの実効性に注目する。外部の規準や職能団体・法定機関・監督機関及び他の外郭団体による認定・承認事業の活用状況が、本章のポイントとなる。教育課程レベル及び機関全体での内部プロセスがどのように相互に作用しているかを調べるサンプリング調査が根拠情報の基礎となる。

本章は、当該機関における現在、及び将来の高等教育資格の水準管理について、健全性に問題がないかまたは問題が起きないかどうかの**評価結果**で締めくくられる。

共同教育プログラムについて（下記第5章を参照）、評価の結果が当該機関自身の教育課程に対するものと異なる場合、当該の評価の解説の中で言及がなされる。

第3章 学習機会の管理

本章は、学生が望ましい教育水準を達成できるよう設計された学習機会の質を適切に保つための内部評価と、学生がそれらの学習機会を十分に活用できるような支援体制が、どのような形で複合的に効果を上げているかという点に注目する。外部の規準や、職能団体・

法定機関・監督機関及び英国高等教育アカデミーなど外郭団体の活用状況が、定期評価に関する公表資料と同様に本章のポイントとなる。教育課程レベル及び機関全体の内部プロセスがどのように相互に作用しているかを調べるサンプリング調査が根拠情報の基礎となる。

*** * * 26 ページ * * ***

本章では、(もしある場合は) 学生意見書が重視されるほか、全国学生調査など、学生の意見から得られる情報の活用状況も重要となる。また、プロファイリング、自己開発計画、個人の技能開発を通じた学生支援の利用状況もポイントになると思われる。

本章は、対象機関における現在、及び将来の学習機会の質について、健全性に問題がないかまたは問題が起きないかどうかの**評価結果**で締めくくられる。

共同教育プログラムについて(下記第5章を参照)、評価の結果が、当該機関自身の教育課程に対するものと異なる場合は、当該の評価の解説の中で言及がなされる。

第4章 質向上への取り組み

機関別監査の目的において、質向上は学習機会の質を改善するための機関全体での計画的な取り組みと定義されている。本章では、当該機関におけるこの「計画的な取り組み」の方法に注目する。各機関の事例は質の向上に向けた組織的な取り組みの実効性を示すものとして例示されることもあるが、本章は、こうした事例を列挙することが本筋ではない。

また本章では、当該機関における講義課程と研究課程の双方において、提供する教育の質を高めるための取り組みと実績に対して意見が述べられる。

第5章 共同教育プログラムの仕組み

本章では、共同提供による教育と自前の教育との間において、教育の水準と質の管理方法に大きな相違があるかどうかという点に注目する。両者に大きな違いがある場合は、共同教育プログラムの管理の実効性について、高等教育の質及び水準を確保するための実施規範(実施規範)に基づき解説される。

また、本報告書の他の章での評価や所見で、当該機関の共同教育プログラムの管理にも当てはまるものについても言及される。

共同教育プログラムに関して別個の監査が行われる場合は、報告書の一貫性を保つために、本章の見出しはそのまま残すものの、別個の監査報告を参照するよう一文を添えるものとする。

*** * * 27 ページ * * ***

第6章 大学院研究課程の仕組み

本章では、2004 年9月に発表された実施規範第1項「大学院教育課程」を参考に、当該機関の大学院研究課程の仕組みに注目する。

大学院研究課程における、適切な教育の水準と質の保持を図るための対象機関の体制について意見が述べられる。

第7章 情報公開

本章では、当該機関から提供される教育とその水準に関する公開情報の正確さと完成度を保つための、機関の実施体制に注目する。また、公表されている教育の質に関する情報データベースも取り上げ、QAA の情報課による分析と監査証跡によって抽出された情報をもとに監査チームが意見を述べる。学生意見書（該当する場合）や監査チームと学生との話し合いによって得られた情報も対象となる。

また、教育の質と高等教育資格の水準に関し当該機関が公表した情報の正確さや完成度の信頼性について示される。

第8章 提言及び優れた取り組み

*** * * 28 ページ * * ***

付録C：報告書の付録の構成

第1章 序文及び背景

付録の副見出しの候補

機関の概要と使命

監査のための基礎情報

前回の監査以降の進展（中間評価以降の進展）

第2章 教育水準の管理

付録の副見出しの候補

機関における教育水準の管理体制（機関の教学戦略などに言及した簡潔な説明）

学外審査員

高等教育資格の水準に関する承認、モニタリング、見直し

高等教育指標やその他の規準

評価方針及び規則

管理運営に関する情報（進捗状況や実績に関する統計など）

第3章 学習機会の管理

付録の副見出しの候補

機関における学習機会の質の管理体制（機関の教学戦略などに言及した簡潔な説明）

学外審査員

教育課程の水準に関する承認、モニタリング、見直し

高等教育指標やその他の規準

管理運営に関する情報（学生からの意見やフィードバック、全国学生調査の結果など）

質保証における学生の役割

研究・学術活動と学習機会との関係

他の学習形態

学習資源

入学者受入方針

学生支援

教職員支援

* * * 29ページ * * *

第4章 質向上への取り組み

付録の副見出しの候補

機関における質の向上を図るための仕組み（機関の教学戦略などに言及した簡潔な説明）

学外審査員

教育課程に関する承認、モニタリング、見直し

高等教育指標やその他の規準

管理運営に関する情報（フィードバック、全国学生調査の結果など）

研究・学術活動と学習機会の質の向上との関係

質の向上における学生の役割

優れた取り組みの普及

教職員の教育と報酬

第5章 共同教育プログラムの仕組み

付録の副見出しの候補

機関における共同教育プログラムを管理するための仕組み（簡潔な説明）
共同教育プログラムにおける学外審査員
共同教育プログラムの承認、モニタリング、見直し
高等教育指標やその他の規準
管理運営に関する情報

第6章 大学院研究課程の仕組み

付録の副見出しの候補

機関の実施体制と研究環境
研究課程における学生の選抜、入学許可、入学、及び監督
進級及び評価の体制
研究やその他の技能開発
フィードバックの方法
研究課程の学生に関する評価
研究課程の学生からの意見、苦情、嘆願への対応方針

第7章 情報公開

付録の副見出しの候補

機関における公開情報の正確さ及び完成度を保つための取組み（簡潔な説明）
大学進学情報データベースなどの公開情報の正確さ及び完成度
公開情報や学生が入手可能な他の情報と実際の学生の体験

* * * 30ページ * * *

付録D：自己評価報告書の構成

第1章 序文及び背景

本章では、監査の背景とともに、前回の監査（及び中間評価）以降の進展や、前回の監査（及び中間評価）の結果に沿って講じた対策について概説する。

本章の構成に関しては、監査報告書の付録（付録Cを参照）と同様の副見出しが参考になるであろう。また、こうした進展や対策を詳述する参照情報も記載する必要がある。

第2章 教育水準の管理

本章では、当該機関における教育水準を確実に保つための実際の取組みについて概説する。当該機関はここで、自らの取組みが目的に適っているかどうかについてどのような評価を行ってきたかを示すことができる。

当該機関における、学外の規準や、職能団体・法定機関・監督機関及び他の外郭団体による認定・承認の活用状況が、本章のポイントになる。

本章の構成については、監査報告書の付録（付録Cを参照）と同様の副見出しが参考になるであろう。また、高等教育資格の水準を保つための取組みや、その取組みの実効性の評価方法を詳述する参照情報も記載する必要がある。

第3章 学習機会の管理

本章は、当該機関における学生の学習機会を適切なものに保ち、学生がそれらを有効活用できるよう、支援体制が整っているかどうか、その取組みについて述べる。当該機関はここで、自らの取組みが目的に適っているかどうかについてどのように評価を行ってきたかを示すことができる。

当該機関が、学外の規準や、職能団体・法定機関・監督機関及び英国高等教育アカデミー等の他の外郭団体による認定・承認の活用状況、学生からのフィードバック、学生支援システムの有効性が、本章のポイントになると思われる。

本章の構成については、監査報告書の付録（付録Cを参照）と同様の副見出しが参考になるであろう。また、当該機関における学習機会の管理に関する取組みや、その取組みの実効性の評価方法を詳述する参照情報も記載する必要がある。

*** * * 31 ページ * * ***

第4章 質向上への取組み

本章は、学生の学習機会を向上させるために機関が講じる「計画的な取組み」について述べるものである。当該機関はここで、この学習機会の質を改善するための取組みの実効性を検証することができる。

本章の構成については、監査報告書の付録（付録Cを参照）と同様の副見出しが参考になるであろう。また、質向上に関する機関の取組みや、その取組みの実効性の評価方法を詳述する参照情報も記載する必要がある。

第5章 共同教育プログラムの仕組み

本章は、当該機関と共同教育プログラムが同一の監査で行われることが合意された場合に該当する。

本章では、当該機関における共同教育プログラムの管理方法について概説し、共同プログラムと自前の教育課程とでは管理方法が異なる場合、ここで明記する。当該機関はここで、こうした方法の実効性を検証することができる。

ここでは、QAA が発表した実施規範第2項「共同教育プログラムとEラーニング等の柔軟な分散型学習」が主な規準とされる。

本章の構成については、監査報告の付録（付録Cを参照）と同様の副見出しが参考になるであろう。また、対象機関における共同教育プログラムの管理方法と、その実効性の評価方法を詳述する参照情報も記載する必要がある。

第6章 大学院研究課程の仕組み

本章では、当該機関における大学院研究課程の教育の水準と教育提供の質を保つための取組みについて概説する。当該機関はここで、取組みの実効性を検証することができる。監査チームは、2005 年度に実施された研究課程の特別評価の結果報告書を活用することができ、また当該機関はその報告書を引用して、報告書作成後の変更点を概説することもできる。

本章では、QAA が発表した実施規範第1項「大学院研究課程」が主な規準とされる。

また、本章の構成については、監査報告の付録（付録Cを参照）と同様の副見出しが参考になるであろう。

*** * * 32 ページ * * ***

ここでは、対象機関による大学院研究課程及び授与される資格の管理方法と、その実効性の評価方法を詳述する参照情報も記載する必要がある。

第7章 情報公開

本章では、提供される教育とその水準に関し公表されている情報について、正確さと完成度を保つための対象機関の体制について概説する。

また、教育の質に関する情報データベースにおける機関の情報についても取り上げる。

本章の構成については、監査報告の付録（付録Cを参照）と同様の副見出しが参考になるであろう。また、公開情報の正確さや完成度を確保するための取組みと、その実効性の評価方法を詳述する参照情報も記載する必要がある。

付録E：評定の基準、評定、提言、フォローアップの相互関係

以下は、各機関における、現在の、及び将来の高等教育資格の水準及び学生に提供される学習機会の質について、健全性に問題がないかまたは問題が起きないかどうかの評定を行う際に監査チームが用いる基準を示したものである。また、評定、監査チームの提言、及び監査後のフォローアップとの関係についてもまとめている。

「問題なし (Confidence)」の評定

「問題なし」という評定は、当該機関が高等教育資格の水準保持のために確固たる管理体制を確立し、これを効果的かつ確実に活用していること、または、学生に提供される学習機会の質の管理のための確固たる仕組みを確立し、これを効果的かつ確実に活用していることを示す。このような仕組みには、QAA が発表した実施規範第7項「教育課程の策定、承認、モニタリング、見直し」を主な規準として、学外審査員の積極的な活用や、学内の質管理プロセスへの学外者の起用などが挙げられる。当該機関は、質と水準を維持する能力があり、将来的にも維持していく見通しがあるという根拠を示す必要がある。

根拠：「問題なし」という評定を下すには、当該機関が教育水準または教育の質を保つための優れた仕組みと手順を整えていること、これらの仕組みや手順が機関全体で良好に管理されていること、この手順が実際に学生にとって効果的に機能していることを示す根拠が必要となる。「問題なし」という評定には、当該機関が、教育の質または高等教育資格の水準を脅かす恐れのあるどんな状況も特定し、対処するために必要な能力や責任感を持っているという意味が込められている。

提言：「問題なし」の評定には、勧告レベルの提言がいくつか添えられることがある。また、推奨レベルの提言がいくつかなされることもあるが、必須レベルの提言はない。QAA の見解では、「問題なし」の評定では、報告書に記載される提言が、当該機関によって適切に検討され、現行の質管理体制において必要な対応がなされるものと期待されている。

フォローアップ：通常、中間評価は機関別監査の3年後に実施されるが、その時期は、各機関との監査日程を調整する中で決められる。中間評価では、QAA の幹部職員2名による各機関の既存の資料を基に、文書のやり取りを通じて行う。対象機関には、可能であれば概要資料の提出を求める。

*** * * 34 ページ * * ***

「一部問題あり (Limited confidence)」の評定

「一部問題あり」の評定は、当該機関が学習機会の質または高等教育資格の水準の保持を健全かつ効果的に管理する能力が現在不足しているかまたは、将来的に乏しくなる恐れがあることを示す根拠が存在することを示す。このような評定の理由としては、機関の仕組みや手順の管理または実施について著しい脆弱性がみられる場合が考えられる。こうした脆弱性の程度や深刻度を勘案し、「一部問題あり」という判断に至ることになる。まったく問題がないというのは非現実的であるため、単純に、一部の教育課程に問題があったからといって、「一部問題あり」の評定の要素になることわけではない。むしろ、機関がその問題を十分には認識しておらず、またはその問題に迅速かつ適切に対処することができていない場合、「一部問題あり」の評定を下すことになる。また、学外審査員または学内の質管理プロセスに学外者が十分に活用されていない場合、このように評定することがある。なお、この判定は失敗を意味するものではなく、好ましい監査結果ではあるが、改善が必要であるということを意味している。

根拠：質の確保または水準の保持に対する現行の手順の実効性に問題があるか、または、当該機関が将来的にこれらを保持する能力や意思に問題があるとの根拠が示された場合、監査チームは評定の中で、こうした問題の範囲が限定的かまたは広範か、また、これらの問題が質や水準の低下を招くものかどうかについても説明する。

提言：「一部問題あり」の判定の場合、必須レベルの提言が付されるかまたは、勧告レベルの提言がいくつか、また、勧告と推奨レベルの提言がいくつか添えられる。

フォローアップ

報告書発表から 3 か月以内に、当該機関は QAA に対し、報告書に記載された提言への対応策を示したアクション・プランを提出する。その後、計画の実施状況を示す実施報告書も提出しなければならない。最長で 18 か月以内において、計画が十分に実施されたことが認められない限り、監査は正式に終了しない。その時点で、計画の実効性に懸念が残る場合は、QAA は追加訪問を実施することとなる。

機関別監査のスケジュールの一環として、中間評価（上記を参照）が、当該機関との日程調整の上実施される。

「問題あり (No Confidence)」の評定

「問題あり」の評定は、当該機関における高等教育資格の水準の保持、または提供される

教育の質を維持する能力に関して、重大かつ根本的な脆弱性を示す重要な根拠が存在することを示す。

根拠：機関の手順そのものに重大な欠陥があるか、または管理状況に実効性が見られない場合、また、質または水準が危険に陥っていると判断された場合や、当該機関の質または水準を将来的に維持する能力に重大な懸念がある場合、「問題あり」の判定が下される。

*** * * 35 ページ * * ***

提言：「問題あり」の評定には、必須レベルの提言がいくつか付されるほか、勧告及び推奨レベルの提言もいくつか付される。

フォローアップ

報告書発表から3か月以内に、当該機関は QAA に対し、報告書に記載された提言への対応策と 18 か月以内に組まれたアクション・プランを提出する。その後、指摘された脆弱性の改善状況を示した実施報告書を四半期毎に提出しなければならない。18 か月後、QAA は実施状況を確認するために、短期訪問を行う。計画が十分に実施されたことが認められない限り、監査は正式に終了しない。18 か月が過ぎてもなお懸念が残る場合、QAA は次回の監査を前倒しすることもある。

機関別監査のスケジュールの一環として、中間評価（上記を参照）が、当該機関との日程調整の上実施される。

機関別監査ハンドブック イングランド・北アイルランド版 2006

© National Institution for Academic Degrees and University Evaluation 2008

原典：Handbook for institutional audit: England and Northern Ireland

© Quality Assurance Agency for Higher Education 2006

The Quality Assurance Agency for Higher Education

Southgate House

Southgate Street

Gloucester GL1 1UB

Tel: 01452 557000

Fax: 01452 557070

www.qaa.ac.uk

この資料は、高等教育質保証機構による英語原典を和訳したものです。翻訳内容についてのすべての責任は独立行政法人大学評価・学位授与機構に帰属します。

This material has been translated from an English original published by the Quality Assurance Agency for Higher Education. We accept full responsibility for the accuracy of the translation.

翻訳：独立行政法人大学評価・学位授与機構

評価事業部 評価企画・国際課

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

Tel: 042-353-1625

Fax: 042-353-1559

E-mail: kokusai@niad.ac.jp

URL: <http://www.niad.ac.jp>
